

○国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター細則

〔 平成 25 年 7 月 24 日 〕
〔 医学医療系部局細則第 7 号 〕
改正 平成 30 年部局細則第 1 号

国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 16 年法人規則第 1 号。以下「基本規則」という。）第 50 条第 5 項の規定に基づき、生命科学動物資源センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 センターに、基本規則第 53 条に定める運営委員会として、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、次に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 施設の管理に関すること。
- (4) 大学教員の人事に関すること。
- (5) その他センターの長（以下「センター長」という。）が必要と認める事項

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの維持運営に係る大学教員 2 人
- (3) 医学医療系に所属する大学教員 2 人
- (4) 人間系、体育系に所属する大学教員 2 人
- (5) 生命環境系に所属する大学教員 2 人
- (6) その他センター長が指名する職員 若干人

2 前項第 2 号から第 6 号までの委員の選出に当たっては、センター長が当該組織の長にその推薦を依頼し、又は所属長の下承を得るものとする。

3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を主宰する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

6 運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

7 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(事務)

第5条 センターに関する事務は、医学医療エリア支援室が行う。

(雑則)

第6条 この部局細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この部局細則は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この部局細則施行前に運営委員会の委員である者は、この部局細則の規定による運営委員会の委員となるものとみなす。

3 国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター細則（平成16年6月18日人間総合科学研究科部局細則第3号）は、廃止する。

附 則（平30.4.25部局細則1号）

この部局細則は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。